

## 弁護士費用のご案内

### 1, 概要・種類

- (1) 「法律相談料」(法律相談のみの料金。下記2のとおり)
- (2) 「手続代理費用」(契約書の作成・精査, 手続代行等を依頼する場合の料金。下記3のとおり)
- (3) 「訴訟外交渉費用」(交渉等の依頼。下記4以下のとおり)
- (4) 「調停・訴訟費用」(調停・訴訟等の依頼。下記4以下のとおり)
- (5) 「日当」: 別途ご負担となります。
  - ・ 県内で片道90分以上要する地域での業務                      2万円 / 日
  - ・ 県外業務    3万~5万円 / 日
- (6) 「実費」: 印紙代, 切手代, 当社費用, 交通費などの実費は別途ご負担となります。

▶以下の金額は, 特段の表示のない限り, 「税別」となります。

▶個人の方で, 資力・収入の状況により, 弁護士費用等の準備が困難な方については, 日本司法支援センター(略称, 法テラス)による援助制度が利用できる場合があります。

▶下記費用は, 事案の内容や難易により増減する場合があります。また, 当事務所が取り扱う一部事件の費用です。

### 2, 法律相談料(予約制)

30分	5,000円
-----	--------

▶法律相談のみの費用になります。継続的な電話相談は受け付けておりません。

### 3 契約書作成等

契約書のチェック	5万円~
契約書の作成	10万円~
契約書の民法改正対応	5万円~ ※一式の場合 20万円~

### 4, 一般的な民事事件(損害賠償請求, 売買代金請求等)の費用について

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円を超え3,000万円以下	5% + 9万円	10% + 18万円
3,000万円を超え3億円以下	3% + 69万円	6% + 138万円
3億円を超え	2% + 369万円	4% + 738万円

▶着手金: 案件着手に必要な代理費用です。原則, 返還されません。最低着手金額は10万円です。

- ▶訴訟外交渉から調停・訴訟に移行した場合、別途着し金が掛かります。もっとも、事案に応じて、すでに受領した着し金の一部を訴訟の着し金に充当します。
- ▶訴訟の着し金は、原則第1審に関するもので、控訴、公告、上告等の場合は、追加着し金について別途発生します。
- ▶報酬：事件終了時に、案件の成功の程度に応じて支払う金額です。最低報酬額は10万円です。
- ▶経済的利益：原則、着し金の場合は請求額、報酬の場合は獲得額又は排除額となります。経済的利益が算定不能の場合には、800万円で計算されます。

【例】 300万円の損害賠償請求をして、250万円の権利が確定した場合

$$\square \text{着し金} = 300 \text{万円} \times 8\% = 24 \text{万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬} = 250 \text{万円} \times 16\% = 40 \text{万円}$$

## 5. 離婚事件の費用について

	着し金	報酬
離婚交渉・調停	20～30万円	20～30万円
離婚訴訟	30～60万円	30～60万円

- ▶訴訟外交渉、調停、訴訟と移行した場合、各手続きにおいて別途着し金が掛かります。もっとも、事案に応じて、すでに受領した着し金の一部を訴訟の着し金に充当します。
- ▶訴訟の場合、着し金は、原則第1審に関するもので、控訴、抗告、上告等の場合は、追加着し金について別途発生します。
- ▶金銭請求（財産分与、慰謝料、養育費等）が伴う場合には、に準じて算定された着し金及び報酬金が別途必要です。

【例】 離婚調停を申し立てたが、成立せず、離婚訴訟に移行して、離婚が成立した場合

$$\square \text{離婚調停 着し金} = 20 \sim 30 \text{万円}$$

$$\square \text{離婚訴訟 着し金} = 10 \sim 30 \text{万円 (追加分)}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 30 \sim 60 \text{万円}$$

※上記事案で300万円の慰謝料請求をして、200万円の権利が確定した場合、以下が別途加算。

$$\square \text{着し金} = 300 \text{万円} \times 8\% = 24 \text{万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 200 \text{万円} \times 16\% = 32 \text{万円}$$

## 6. 相続事件（遺産分割、遺留分請求等）の費用について

- ▶対象となる相続分の時価相当額を経済的利益として、上記4の基準に準じて着し金及び報酬金を算定します。
- なお、遺産の範囲及び相続分に争いが無いことが明らかな場合は、経済的利益を上記の2分の1として計算します。

【例】 相続財産の総額が5400万円、相続人である子が3名の場合で、依頼者が法定相続分の1800万円の取得を主張して遺産分割調停を申し立て、実際に1800万円に相当する相続財産を取得する内容の調停が成立

した場合（遺産の範囲及び相続分に争いが無い場合）

$$\square \text{着手金} = 1800 \text{万円} \times 1/2 \times 5\% + 9 \text{万円} = 54 \text{万円}$$

$$\blacksquare \text{報酬金} = 1800 \text{万円} \times 1/2 \times 10\% + 18 \text{万円} = 108 \text{万円}$$

## 7, 破産, 民事再生等

	着手金	報酬金
個人破産の場合	20万円～（要相談）	なし
法人破産の場合	50万円～（要相談）	なし

▶管財事件の場合には、別途予納金が必要になります。

▶債権者から過払金の返還を受けた場合には、別途報酬金として返還金額の20%を頂きます。

## 8, 顧問料

個別相談となります。お気軽にご相談ください。

以上